

税務

P286/2018 - 2018 年 12 月 24 日

日本語翻訳版

Tax Analysis

注目される中国個人所得税改革 ——専門付加控除項目弁法の解説

筆者：

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：iryu@deloitte.com.cn

俞奕

シニアマネージャー

電話：+86 21 6141 1045

メール：yiyu@deloitte.com.cn

朱海燕

シニアマネージャー

電話：+86 21 6141 1096

メール：hyzhu@deloitte.com.cn

2018 年 12 月 22 日、『個人所得税専門付加控除項目に関する暫定弁法』（国発 [2018]41 号、以下“暫定弁法”と略称）及び『個人所得税専門付加控除操作弁法（試行）』（国家税務総局公告 2018 年第 60 号、以下“操作弁法”と略称）が相次いで公布され、広く注目されていた新しい個人所得税法に基づく専門付加控除の具体的な実施細則はようやく結論が明らかになった。

新個人所得税法では、2019 年 1 月 1 日より居住者個人が総合所得の課税所得を計算する際、子女教育費・継続教育費・重大疾病医療費・住宅ローン利子費用あるいは住宅家賃・老人扶養費用の六つの専門付加控除項目を適用することができる。それに従い、2018 年 10 月 20 日に、『個人所得税専門付加控除項目に関する暫定弁法（意見募集草案）』（以下「意見募集草案」と略称）が公表された。今回公布された暫定弁法では、意見募集草案の一部の内容が微調整された。特に、具体的な控除範囲・控除基準・控除時点・処理方法・徴収管理などの方面に関して、更に規範化かつ細分化された。本 Tax Analysis は、この暫定弁法が意見募集草案より更新された要点と、操作弁法に関する重要事項の紹介及び解説を行う。

控除範囲・基準及び時点に関する要求

1. 子女教育費

納税者の子女が就学年齢前の教育及び就学教育を受けるための関連費用について、**子供一人当たり毎月 1,000 元**を定額控除できる。

暫定弁法と操作弁法では、以下の子女教育費に係る事項が更に明確化された。

- 上述の就学教育は、**全日制の就学教育**（小学校から博士まで、大学院生段階の教育も含まれる）である。

- 納税者の子女が**中国国外**で教育を受けている場合にも、上記の控除基準は適用できる。今後の審査のために、納税者は中国国外の学校からの入学通知書、留学ビザなどの教育に関する関連資料を保存しなければならない。
- 子女教育費控除の計算時点：就学年齢前の教育を受ける場合、子女が三歳に達した当月から小学校に入学する一ヶ月前までである。就学教育を受ける場合、子女が入学する当月から就学教育が終わる当月までである。

2. 継続教育費

a. 納税者本人の就学（学位）継続教育に関する継続教育費用について、就学（学位）継続教育期間内に**毎月 400 元**を定額控除できる。

暫定弁法と操作弁法では、以下の就学（学位）継続教育費控除項目に係る事項が更に明確化された。

- 就学（学位）継続教育費は、**中国国内**で就学（学位）継続教育を受ける場合の費用に限定される。
- 同一の就学（学位）教育費の控除期限は、入学する当月から継続教育が終わる当月まで、最長で**48ヶ月**を超えない期間と設定されている。
- 個人が**学士及び学士以下の就学（学位）**継続教育を受ける場合において、控除条件を充足すれば、両親が控除する若しくは本人が控除する、のいずれかを選択することができる。

b. 納税者が技能者の職業資格及び専門技術者の職業資格に関する継続教育支出、技能・専門技術の証明書を取得する当年度においては、**3,600 元**を定額控除できる。

暫定弁法に従い、今後の審査に備え、上記納税者は関連の証明書などの資料を保存する必要がある。

3. 重大疾病医療費

一納税年度において、納税者に発生した基本医療保険に関する医療費用に関して、医療保険料を通じ実費精算した部分を控除した後の個人が負担した金額（医療保険目録範囲内の個人負担部分）について、累計で**15,000 元**を超える部分が控除できる。納税者が年度確定申告を行う際、**80,000 元**の**限度額**までの実際金額を控除できる。

暫定弁法では、意見募集草案で規定していた限度額を**60,000 元**から**80,000 元**に引き上げた。加えて、以下の重大疾病医療費控除項目に関する事項が更に明確化された。

- 納税者は、発生した医療費用支出を本人より控除するか配偶者より控除するかのいずれかを選択することができる。未成年の子女に発生した医療費用も、両親のどちらかで控除することを選択できる。
- 納税者及び配偶者、未成年子女に発生した医療費用は、別々で控除額を計算する。
- 今後の審査に備え、医療費用に関する証憑の原本あるいはコピーの保存が要求される。

4. 住宅ローン利子費用

納税者本人あるいは配偶者が、商業銀行あるいは住宅公積金の個人住宅ローンを利用し

他の税務分析や意見に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください：

Global Employer Services

全国リーダー

香港

謝梓博

パートナー

電話：+852 2238 7499

メール：tojasper@deloitte.com.hk

華北区

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：huawang@deloitte.com.cn

華東区

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：iryu@deloitte.com.cn

華南区

深圳

李菲菲

ディレクター

電話：+86 755 3353 8160

メール：ffli@deloitte.com.cn

華西区

重慶

汤卫东

パートナー

電話：+86 23 8823 1208

メール：ftang@deloitte.com.cn

て、本人あるいは配偶者のために住宅を購入する際に発生する初回住宅ローンの利子費用は、毎月 1,000 元を定額控除できる。

暫定弁法と操作弁法では、以下の住宅ローン利子費用控除に関する事項が更に明確化された。

- 上述の住宅は、中国国内に存在する必要がある。また、実際に住宅ローンの利子費用が発生した年度に控除する必要があり、控除時点は住宅ローン契約で締約されているローンの返済開始当月から、ローンが全額返済されるあるいはローン契約が終了する当月までである。控除期限は最長で 240 ヶ月を超えない。
- 初回住宅ローンとは、住宅を購入する際に、初回住宅ローンの利率が享受できる住宅ローンをいう。
- 夫婦の両方が結婚前に別々に住宅を購入した際に発生した初回住宅ローンの利子費用については、結婚後は一つの住宅を選択し、購入者で控除基準の 100% を控除するか、または夫婦両方が別々に控除基準の 50% を控除するか、を選択することができる。具体的な控除方法を、一納税年度内で変更することはできない。

5. 住宅家賃

納税者は、主要な勤務地に自宅を有さないために発生した家賃支出について、賃貸住宅の所在地に応じ三つのランクに区分され、毎月 1,500 元/1,100 元/800 元の定額控除を適用できる。

直轄市や省都、計画単列都市及び国务院が特定する都市などは、控除限度額が意見募集草案で規定された月 1,200 元から月 1,500 元に引き上げられた。上述の都市以外、戸籍人口が 100 万人を超える都市は、意見募集草案で規定された月 1,000 元から月 1,100 元に引き上げられたが、他の都市の控除基準は、意見募集草案で規定された月 800 元と同額である。

上述の調整以外、暫定弁法と操作弁法では、以下の住宅家賃控除に関する事項が更に明確化された。

- 納税者の配偶者が、納税者の主要な勤務地に住宅を有している場合には、納税者が主要な勤務地に住宅を有しているものとみなされ、住宅家賃支出控除は適用できない。
- 納税者に雇用主が無い場合、主要な勤務地は総合所得の年度確定申告に係る税務機関の所在地とする。

6. 老人扶養費用

納税者が一名及び一名以上の被扶養者を扶養する際、納税者が一人っ子的場合は、毎月 2,000 元を定額控除できる。一人っ子でない場合には、兄弟姉妹と月 2,000 元を按分して控除することができるが、各人の按分控除額は月 1,000 元を超えることができない。

操作弁法では、老人扶養費用の控除期間は、被扶養者が 60 歳になる当月から扶養義務の終了した年の年末までであることが明確化された。

徴収管理原則

意見募集草案で規定されていた専門付加控除の実施に関する徴収管理における納税者・源泉徴収義務者・税務機関及びその他の関連機関の権利及び義務に関する規定は、暫定弁法においても基本的に維持されており、更に管理の操作性を高める視点から一部の内容が微調整された上で、以下の通り規定されている。

- 納税者が初めて専門付加控除を適用する際、専門付加控除に関する情報を源泉徴収義務者、又は税務機関に提出する必要があり、源泉徴収義務者は関連情報を受領した後、直ちに税務機関へ報告する必要がある。納税者本人が、関連情報の真実性・正確性・完全性に関する責任を負う旨が、暫定弁法では強調されている。専門付加控除に関する情報に変更がある場合、納税者は直ちに源泉徴収義務者、又は税務機関に報告する必要がある。納税者と源泉徴収義務者は、五年以内の納税関連資料を保管し、審査に対応しなければならない。

- 源泉徴収義務者が、納税者より提供された情報が実際の状況に合致しないことを発見した場合、関連情報の修正を納税者に要求することが可能である。納税者がその修正を拒否する場合、源泉徴収義務者はその関連情報を税務機関に報告する必要があり、税務機関は直ちに処理する必要がある。
- 税務機関は専門付加控除に関する審査を行う際、納税者の就職・雇用地、定常の居住地、戸籍所在地の警察署と住民委員会、又は村民委員会などの関連政府部門及び個人は、審査に協力する必要がある。

専門付加控除情報の報告

操作弁法では、専門付加控除情報の報告時点・内容・方法及びその後の管理に関する事項が明確化され、納税者と源泉徴収義務者に対して、一定の明確な指導が提供されている。

報告時点

状況一

給与・賃金所得を取得し、子女教育費・継続教育費・住宅ローン利子費用又は住宅家賃・老人扶養費用の専門付加控除項目を適用する納税者は、以下二つの選択肢がある。

- 1) **月次源泉徴収と予納**を行う際、雇用主に専門付加控除情報を提供し、源泉徴収義務者により控除される。
- 2) **年度確定申告**を行う際、税務機関に専門付加控除情報を報告し、納税者が自ら控除申告を行う。

状況二

重大疾病医療費の専門付加控除項目を適用する納税者、または給与・賃金所得は無く、労務報酬所得・原稿料所得・特許使用料所得のみを取得する納税者が、専門付加控除項目を適用する場合、納税人は**年度確定申告**の際に税務機関へ専門付加控除情報を報告し、自ら控除申告を行う。

状況三

源泉徴収と予納の際に控除金額を享受していない、あるいは十分に享受していない納税者は、当年度の**月次源泉徴収と予納**の際、賃金給与を支払う雇用主に専門付加控除情報を提供し、残る月の賃金給与が支払われる際に追加控除を申請することができる。または翌年の**年度確定申告**の際に税務機関へ専門付加控除情報を報告し、控除申告を行うことが可能である。

報告内容

操作弁法の規定によると、専門付加控除を適用する納税者は、源泉徴収義務者又は税務機関に『控除情報表』を提出しなければならない。操作弁法は、専門付加控除情報の内容と納税者が保管すべきである資料に関して、一定の具体的な規定を定めている。

報告方法

操作弁法の規定により、納税者は遠隔での納税端末、ネット申告表または紙ベース申告表などの方法を利用し、源泉徴収義務者又は税務機関に対して、個人専門付加控除情報を報告することができる。

その後の管理

操作弁法の規定によると、納税者は『控除情報表』と関連資料を、**法定年度確定申告期の終了後の五年間**、保管する必要がある。納税者が『控除情報表』を源泉徴収義務者に提出する場合、源泉徴収義務者も**源泉徴収と予納年度の翌年から五年間**、保管が求められる。

なお操作弁法では、納税者が特に要求しない限り、源泉徴収義務者は**年度終了後の2か月以内に**、取り扱われた専門付加控除項目及び税額等の情報を、納税者に提供する必要がある旨が規定されている。

税務機関は専門付加控除項目情報を審査する際、関連部門と個人に対して協力を要求することができ、関連部門及び個人はその審査に協力しなければならない。納税者が偽造された専門付加控除項目情報を提供した場合、重複して専門付加控除を享受した場合、適用範囲・控除基準を超えて享受した場合、保存資料（審査関係）の提出を拒否する場合、国家税務総局が規定した他の状況があ

る場合などには、主管税務機関は納税者に修正を要求する必要がある。状況が深刻な場合には、信用情報システムに記録され、国家の関連規定に基づく連携した懲戒を実施する。租税徴収管理法などの法律に違反する場合、税務機関は法律に基づいて処理する。

外国籍個人に関する特別規定

意見募集草案では、子女教育・継続教育・住宅ローン利子費用あるいは住宅家賃の専門付加控除の条件を満たす場合、外国籍個人は上述した項目に係る専門付加控除による方法、若しくは現行の子女教育費・語学研修費・住宅手当に関する免税優遇の方法を選択適用できる旨、但し同一事項について、二つの方法を同時に適用することはできない旨が規定されていた。

但し上述した条項は、最終的に公布された暫定弁法及び操作方法においては特に記載されていない。現行の個人所得税法に規定されている外国籍個人が享受できる免税措置が、新しい個人所得税法の下でも継続して適用できるか否かについては、今後の政策により更に明確化される必要がある。

デロイトの見解及びアドバイス

暫定弁法は意見募集草案にある大部分の条項を維持した上で、各控除項目の具体的な内容を更に明確化及び規範化した。操作方法は実施プロセスの面から細部が補足されており、専門付加控除の実施における納税者・源泉徴収義務者・税務機関及びその他の関連機構の権利及び義務を改めて強調している。意見募集草案と比べると、暫定弁法と操作方法は社会及び各業界の意見に応じて、子女教育・住宅ローン利子・重大疾病医療などの項目に対して適用範囲を拡大あるいは控除基準を引き上げ、各控除項目の控除範囲・控除時点などを明確にし、同時に控除情報の提出及び管理における具体的な実施手続きを一定程度規範化した。今後、専門付加控除政策の順調な推進に寄与すると考えられる。

納税者

納税者が簡便的に減税優遇を享受できる様、暫定弁法と操作方法は、各専門付加控除項目の適用範囲・具体的な控除期間・控除基準及び処理方法を明確化した。同時に、納税者は提出した専門付加控除項目情報の真実性・正確性・完全性に対して責任を負うことが定められている。また、法定の年度確定申告期の終了後、審査に備え、納税者は関係情報及び資料を5年間保存しなければならない。

専門付加控除を享受する納税者がコンプライアンスに違反する場合には、修正が要求され、加えて個人信用記録への記入及び懲戒処置が課せられる可能性がある。操作方法で明確に規定されているコンプライアンス違反行為には、虚偽資料の提出、重複する専門付加控除の享受、適用範囲・控除基準を超える享受、保存資料（審査関係）提出の拒否などが含まれる。これらの措置は納税意識を高め、コンプライアンスの遵守を納税者に要求している。

源泉徴収義務者

特に注目すべき点として、暫定弁法と操作方法では、雇用主が賃金・給与所得等の総合所得の源泉徴収義務者として、源泉徴収と予納の際に専門付加控除項目の情報収集・源泉徴収申告・資料提出及び監督などの責任と義務が定められている。意見募集草案と比べると、操作方法では源泉徴収義務者の資料保存義務が追加されており、源泉徴収義務者は納税者が提供した控除情報を、源泉徴収年度の翌年から5年間保存すべきことが要求されている。この規定に従い、企業は人的資源に関して、新たな挑戦に直面することになると考えられる。

中国在住の外国籍個人

外国籍個人の免税優遇規定が、新個人所得税法の下で継続して適用できるか否かは、中国で勤務している多くの外国籍個人が注目する話題であった。今回の暫定弁法では、意見募集草案の「外国籍個人は現行の免税優遇政策、あるいは六つの専門付加控除項目のいずれかを選択適用できる」との条項が削除されたため、今後の法規では、この論点及び取扱が明らかにされることが予想される。外国籍の個人及び雇用主は今後の関連政策の公表に留意し、最新の政策に従い、現行の福利厚生政策に関して適切な調整を行うことが推奨される。

専門付加控除の実施は近づいており、企業は直ちに対応の措置を検討することが望まれる。例えば、個人所得税の新しい政策に関して、異なる雇用形式の従業員（中国籍従業員、現地雇用の外国籍従業員、海外から派遣された外国籍従業員）とコミュニケーションを行った上、新しい政策の要求に対応するために現行の政策とプロセスを整理し、効率的な専門付加控除の情報収集及び報告プラットフォームを構築する必要があると考えられる。従業員数が多い企業にとり、コンプライアンスの義務に従い、効率的で利便性の高い管理を実現できるよう、IT技術を通じた解決方法の活用が推奨される。

今回の暫定弁法と操作方法は、納税者のこれまでの専門付加控除項目に関する多くの疑問に答えるとともに、具体的な実施プロセスの明確化と、納税者・源泉徴収義務者及び税務機関へのガイドラインの提供により、政策の操作性の強化に寄与すると考えられる。専門付加控除政策が順調に実施される様、税務政策の他、関連政府機関は対応する政策法規を公布する見込みである。例えば納税者が、技能者の職業資格に関する継続教育や、専門技術者の職業資格に関する継続教育の教育支出控除を適用できる様、人的資源管理及び社会保障部門は、近日中に「国家職業資格リストに係る通知」を発表することが見込まれている。

本文はデロイト中国より中国大陸と香港のクライアント及びその従業員のために作成したものであり、内容は一般的な参考です。読者が対応措置を作成する前に専門な税務顧問と相談することをお勧めします。なお、本文の資料及び他の税務分析や意見に関するお問い合わせ 本下記の担当者までご連絡ください。、下記の担当者までご連絡ください。

北京**朱棣**

合伙人

电话: +86 10 8520 7508

传真: +86 10 8518 7326

电子邮件: andzhu@deloitte.com.cn**成都****汤卫东 / 张书**

合伙人

电话: +86 28 6789 8188 / 8008

传真: +86 28 6500 5161

电子邮件: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn**重庆****汤卫东 / 张书**

合伙人

电话: +86 23 8823 1208 / 1216

传真: +86 23 8859 9188

电子邮件: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn**大连****徐继厚**

合伙人

电话: +86 411 8371 2888

传真: +86 411 8360 3297

电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn**广州****李旭升**

合伙人

电话: +86 20 8396 9228

传真: +86 20 3888 0121

电子邮件: vicli@deloitte.com.cn**杭州****卢强 / 何飞**

合伙人

电话: +86 571 2811 1901

传真: +86 571 2811 1904

电子邮件: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn**哈尔滨****徐继厚**

合伙人

电话: +86 451 8586 0060

传真: +86 451 8586 0056

电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn**香港****展佩佩**

合伙人

电话: +852 2852 6440

传真: +852 2520 6205

电子邮件: sachin@deloitte.com.hk**济南****蒋晓华**

合伙人

电话: +86 531 8518 1058

传真: +86 531 8518 1068

电子邮件: betjiang@deloitte.com.cn**澳门****鄧偉文**

合伙人

电话: +853 2871 2998

传真: +853 2871 3033

电子邮件: raytang@deloitte.com.hk**南京****许柯 / 胡晓蕾**

合伙人

电话: +86 25 5791 5208 / 6129

传真: +86 25 8691 8776

电子邮件: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn**上海****梁晴**

合伙人

电话: +86 21 6141 1059

传真: +86 21 6335 0003

电子邮件: mliang@deloitte.com.cn**沈阳****徐继厚**

合伙人

电话: +86 24 6785 4068

传真: +86 24 6785 4067

电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn**深圳****李旭升**

合伙人

电话: +86 755 3353 8113

传真: +86 755 8246 3222

电子邮件: vicli@deloitte.com.cn**苏州****管列韵**

合伙人

电话: +86 512 6289 1297

传真: +86 512 6762 3338

电子邮件: kguan@deloitte.com.cn**天津****白凤九**

合伙人

电话: +86 22 2320 6699

传真: +86 22 8312 6099

电子邮件: bilbai@deloitte.com.cn**武汉****钟国辉**

合伙人

电话: +86 27 8526 6618

传真: +86 27 6885 0745

电子邮件: gzhong@deloitte.com.cn**厦门****钟锐文**

合伙人

电话: +86 592 2107 298

传真: +86 592 2107 259

电子邮件: jichung@deloitte.com.cn**关于德勤中国税务技术中心**

德勤中国税务团队于二零零六年成立德勤中国税务技术中心,旨在不断提高德勤中国的税务服务质量,为客户提供更佳的服务及协助税务团队出类拔萃。德勤中国税务技术中心编制、发布了“税务评论”、“税务要闻”等系列刊物,从技术的角度就新近颁发的相关国家法规、法例作出评论分析与介绍;并对疑点、难点作出专题税务研究及提供专业意见。如欲垂询,请联络:

中国税务技术中心电子邮件: ntc@deloitte.com.cn**主管合伙人 / 华南区 (香港)****张新华**

合伙人

电话: +852 2852 6768

传真: +852 2851 8005

电子邮件: ryanchang@deloitte.com**华北区****张博**

合伙人

电话: +86 10 8520 7511

传真: +86 10 8518 1326

电子邮件: juliezhang@deloitte.com.cn**华东区****朱正萃**

合伙人

电话: +86 21 6141 1262

传真: +86 21 6335 0003

电子邮件: kzhu@deloitte.com.cn**华南区 (内地/澳门)****张文杰**

总监

电话: +86 20 2831 1369

传真: +86 20 3888 0121

电子邮件: gercheung@deloitte.com.cn**华西区****张书**

合伙人

电话: +86 28 6789 8008

传真: +86 28 6317 3500

电子邮件: tonzhang@deloitte.com.cn

如欲索取本文的电子版或更改收件人信息,请联络陆颖仪 Wandy Luk (wanluk@deloitte.com.hk) 或传真至+852 2541 1911。

关于德勤全球

Deloitte（“德勤”）泛指一家或多家德勤有限公司（即根据英国法律组成的私人担保有限公司，以下称“德勤有限公司”），以及其成员所网络和它们的关联机构。德勤有限公司与其每一家成员所均为具有独立法律地位的法律实体。德勤有限公司（又称“德勤全球”）并不向客户提供服务。请参阅 www.deloitte.com/cn/about 中有关德勤有限公司及其成员所更为详细的描述。

德勤为各行各业的上市及非上市客户提供审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询、税务及相关服务。德勤透过遍及全球逾 150 个国家的成员所网络为财富全球 500 强企业中的 80% 企业提供专业服务。凭借其世界一流和高品质的专业服务，协助客户应对极为复杂的商业挑战。如欲进一步了解全球大约 244,400 名德勤专业人员如何致力成就不凡，欢迎浏览我们的 **Facebook**、**LinkedIn** 或 **Twitter** 专页。

关于德勤中国

德勤于 1917 年在上海设立办事处，德勤品牌由此进入中国。如今，德勤中国的事务所网络在德勤全球网络的支持下，为中国本地和在华的跨国及高增长企业客户提供全面的审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询和税务服务。德勤在中国市场拥有丰富的经验，同时致力于中国会计准则、税务制度及培养本地专业会计师等方面的发展作出重要贡献。敬请访问 www2.deloitte.com/cn/zh/social-media，通过德勤中国的社交媒体平台，了解德勤在中国市场成就不凡的更多信息。

本通信中所含内容乃一般性信息，任何德勤有限公司、其成员所或它们的关联机构（统称为“德勤网络”）并不因此构成提供任何专业建议或服务。在作出任何可能影响您的财务或业务的决策或采取任何相关行动前，您应咨询合资格的专业顾问。任何德勤网络内的机构均不对任何方因使用本通信而导致的任何损失承担责任。

©2018。欲了解更多信息，请联系德勤中国。